

# ミャンマー国家教育法と今後の高等教育の展望

日本学術振興会バンコク研究連絡センター 山田大輔<sup>1</sup>

## 1. はじめに

2011年に軍政から民政に移管されて以来、ミャンマーは急速な発展を遂げており、日本を含めた多数の企業や機関がミャンマーに押し寄せている状況である。この急成長のダイナミズムは政治経済分野に限られたことではなく、教育分野にも及んでいる。

日本学術振興会（JSPS）バンコク研究連絡センターは、2014年度カントリー・レポート事業「ミャンマーの高等教育基礎事情」を2015年3月に発行し、構造転換の岐路にあるミャンマーの高等教育について報告を行った。本事業は、2015年度も継続して実施する予定であるが、高等教育に関する情勢はレポート発行後の半年間も刻一刻と変動している状況である。

本稿では、2014年度の現地調査及び最近の情報収集に基づき、ミャンマーの高等教育に関する動きについて述べるとともに、2014年9月30日に成立した国家教育法<sup>2</sup>における高等教育に関連した項目、特に国家教育委員会及び教育の質保証に関する項目の考察と、本法律に対する反対運動において学生市民団体から提出された「11項目の要求」について考察する。その後の本法律の状況と、今後の展望についてまとめた上、2015年度のカントリー・レポートの基礎資料として活用されることを目指すものである。

## 2. 教育基本法成立とミャンマーの高等教育をめぐる情勢について

2014年12月時点では、ミャンマーの大学は各省が管轄しており、12の省が169の大学をそれぞれ縦割りで管轄している（資料1, 2）<sup>3</sup>。教育省管轄の大学が最も多く68校であり、それに引き続き科学技術省が62校、保健省が15校、その他国防省が6校、協同組合省が5校、宗教省、畜水産・農村開発省が3校、文化省、運輸省が2校、林業省、農業灌漑省、国境省が各1校を管轄している。ミャンマーでは私立大学は存在せず、169の大学は全て国立大学である。他方、多数の私立専門学校（カレッジ）が最近ヤンゴンを中心に設立され、実質的な勉強を専門学校で行うといういわゆる「ダブルスクール」が一般化してきている<sup>4</sup>。

教育省管轄の大学としては、ヤンゴン大学、マンダレー大学の他、ヤンゴン経済大学、ヤンゴン外国語大学、マンダレー外国語大学、その他各地の総合大学、教育大学を含む構成となっている。教育省は大臣官房及び国内の教育全般を所掌する8の局で構成され、高

---

<sup>1</sup> 本稿における見解はJSPSバンコク研究連絡センターの見解ではなく、あくまで筆者個人の見解である。

<sup>2</sup> 2014年度カントリー・レポートでは「教育基本法」としているが、英訳の「National Education Law」から本稿では「国家教育法」とする。

<sup>3</sup> 教育振興実施委員会（EPIC: Education Promotion Implementation Committee）ワーキンググループ作成リストの英訳版。

<sup>4</sup> 2015年10月の大阪大学ASEANセンター長望月太郎教授へのインタビュー。

等教育に関しては上ミャンマー高等教育局（マンダレーを中心とした北部ミャンマーを管轄）と下ミャンマー高等教育局（ヤンゴンを中心とした南部ミャンマーを管轄）がそれぞれの地域を管轄していたが<sup>5</sup>、2015年4月に組織改編が行われ、高等教育局長が1名任命され、上下ミャンマーの高等教育局は「高等教育局（マンダレー）」と「高等教育局（ヤンゴン）」に名称変更となり、それぞれの局に学術担当・管理運営担当の副局長が各一名配置される体制となった。また教育省次官ポストが新設された<sup>6</sup>。一方で科学技術省管轄の大学は、ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学の他、工学系大学、コンピュータ大学を含む構成となっている。教育省及び科学技術省管轄の大学は、首都ネーピードーを除き全ての州、管区に最低一つの大学が配置されている。その他の省管轄の大学については、ヤンゴン、マンダレー地区に集中しているが、林業省、農業灌漑省、国境省管轄の大学はそれぞれ1校のみであり、ネーピードーに設置されている。

中央集権的な高等教育行政がなされている一方で、大学は各省の縦割り管理運営となっており、各大学はそれぞれの管轄省の意向に沿ったカリキュラム運営を行っている。基本的に省外局といった形で組織が置かれており、大学の自治はなく、人事・予算の権限も各省に属している。大学教員は国家公務員であり、教育省及び科学技術省が管轄する大学の人事権は省が持ち、教員は全国規模の異動が行われている。各大学は人事権を持っておらず、各省の命令に従う必要がある。また、国防省、林業省、農業省管轄の大学は運営費や人材配置、設備投資の面で優遇される傾向にあった<sup>7</sup>。

大学改革については、2014年9月30日に制定された国家教育法に基づいて、その後高等教育法の成立を目指すことになっている。その結果、大学の自治、学問の自由が保証され、各大学には財政と人事の権限が付与され、これまで各省の外局のような形で多くの制約条件があった大学は、各省に従属した管理運営から独立することを目指す。今後の方向性として大学の自治を確立した上で、法律の下で大学評議会<sup>8</sup>のような独立した別組織の監督下に置かれることになる。大学評議会は教育・研究を担当し、教育の質保証を担保することになる。また大学自治が確立される一方で、政府が各大学に配分する予算を削減する可能性についても考えられうる。その場合、大学の予算にかかる政府からの交付金等の制度をどうするは、まだ調整に時間を要するだろう<sup>9</sup>。

次章において、国家教育法の高等教育に関連した条文について解説を加えるとともに、本法律に対する反対運動及び国家教育法の成立をめぐる変遷について述べる。

---

<sup>5</sup> Institute of International Education (IIE) (2013), “*Investing in the Future: Rebuilding Higher Education*”, pp14.

<sup>6</sup> 2015年10月の在ミャンマー日本大使館へのインタビュー。次官職設置当初は高等教育局長が兼任。

<sup>7</sup> 上別府隆男「新生ミャンマーにおける高等教育改革の課題と可能性：ポリティクス、自治権と国際化」、広島大学国際センター紀要(5)、2015年3月

<sup>8</sup> 国家教育法では、高等教育合同委員会という名称が付されている。詳細は3.3に記載する。

<sup>9</sup> 2014年7月、UNICEF ヤンゴン事務所、在ミャンマー日本大使館、Myanmar Water Engineering and Products Co. Ltd.、ヤンゴン工科大学、JICA ミャンマー事務所、下ミャンマー高等教育局、ヤンゴン大学の各教育政策関係の担当者へのインタビュー。国家教育法、とりわけ高等教育に関する部分については、インタビューを行ったどの機関においても、関係者の認識としては概ねこのような共通認識があった。

### 3. 国家教育法の制定とその後の変遷

#### 3.1 国家教育法の制定

ミャンマーにおいて教育を治める法律の改正は急務であり（高等教育法、基礎教育法の最終改正は 1973 年まで遡る）、これまでアジア開発銀行、Institute of International Education (IIE・米国)、JICA、教育省が実施した包括的教育セクターレビュー (Comprehensive Education Sector Review・CESR)などの報告が継続的に行われてきた。これらの動きを受け、2014 年 3 月に政府より国家教育法の草案がミャンマー国営新聞に掲載され、広く国民から意見を求めることとなった。その後、草案を修正した後、ミャンマー連邦議会は 2014 年 9 月 30 日に国家教育法を制定した。本法律では草案から「国家教育委員会の設立、権利及び債務」の章が追加され、草案では独立した章となっていた「高等教育」は個別の章にはならなかった。

#### 3.2 国家教育法における高等教育

本項では国家教育法における高等教育に関連する部分について解説を加えたい。本法律における高等教育に関連づけられた条文の内、主立ったものは下記の通りである<sup>10</sup>。

第 3 章：国家教育の基本原則

第 4 条：大学および単科大学は独立した自治権を有する<sup>11</sup>。

第 5 章：国家教育制度

第 26 条：高等教育を実施する学校は、独立した教育および管理運営の制度に則るものとする。

第 27 条：国家教育委員会は高等教育に関する事項について協力し協議するために、適切な人材により構成される独立した高等教育合同委員会を設置する。

第 11 章：教育行政

第 56 条：教育省、関連省および高等教育合同委員会は、本法律およびその他の現行法に従って当該高等教育機関を管理運営するものとする。

第 57 条：特別な目的のために政府から許可を得て設立された宗教省、国防省、国境省管轄の高等教育機関を除き、大学、単科大学及び高等専門学校は、高等教育合同委員会と協力し協議の上、事業を行う。

2014 年 7 月の現地調査で確認したことが、これらの条文に反映されており、大学の自治、

---

<sup>10</sup> 国家教育法の和訳については、当センターで独自で翻訳したものである。

<sup>11</sup> 第 3 章第 4 条については、文部科学省委託事業で配置の岡山大学グローバル・パートナーズ・ミャンマー留学コーディネーター原田正美准教授による翻訳による。

学問の自由、管理運営の独立が保証され、高等教育機関においては独立した管理運営が可能となることが明記されている。これらの条文に明記されていることは、政府の目指す教育改革が目標に向けて着実に進むことを示唆しており、大学や学生にとっても肯定的な側面がある。一方で第 5 章第 27 条、第 11 章第 56 条に、「国家教育委員会」は高等教育に関する事項について協力し協議するために独立した「高等教育合同委員会」を設立し、「高等教育合同委員会」は教育省、関連省とともに高等教育機関を管理運営するものとなっており、高等教育機関の管理運営に関わる主要な組織となると考えられる。これらの委員会がどれだけの権限と責務を保有し、高等教育に対してどういった影響を与えることになるか、次項で考察を行いたい。

### 3.3 国家教育委員会

「国家教育委員会」は国家教育法第 4 章に独立した章として記載され、その設立と権限、また責務について述べられている。本章は 2014 年 3 月の草案にはなく、法律成立時に新たな章として追加されたものである。高等教育に関連する項目については以下の通りである。

第 4 章第 5 条において、政府は連邦政府代表に相当する人物を会長として選定し、本法律の規定を効果的かつ順調に施行するため適格な人々で構成する国家教育委員会を連邦議会の承認を得て設立した上で、第 6 条において、国家教育委員会の権利及び責務として、1) 国家教育の目標および基本原則の実施指導、2) 教育制度ならびに教育政策および計画を査定及び指導、3) 教育の質保証の基準制定のための政策立案指導、4) 教育部門に必要な資金および支援を確保するための連邦政府および地方政府との交渉、5) 地域的または国際的な財源から教育への資金および支援を確保するための政策立案、6) 教育省または他の省の短期または長期教育計画に関して協力し協議する、となっている。

また第 4 章第 7 条においては 大学、単科大学、短期大学および高等専門学校の独立した自己管理を侵害することなく、その発展および改善のための政策関連事項についてのみ連携し援助することとなっている。

国家教育委員会の構成と権限については、第 7 条において、高等教育機関の独立した自己管理を侵害することなく、となっているものの、第 6 条にあるとおり、国家教育委員会には強力な権限が付与されている。また第 5 章第 27 条にある高等教育合同委員会については、国家教育委員会によって設立されるものとなっている。そうすると高等教育機関についても独立した自治に基づいた管理運営ではなく、事実上政府による管理が行われることとなり、国家教育委員会の運用次第では、今後も政府による教育への大幅な管理統制が継続することが懸念される。

さらに第 5 章第 26 条、第 27 章、第 11 章第 56 条における「管理運営」については、原文の国家教育法<sup>12</sup> では同じビルマ語の単語が使われている。大学や高等教育機関による自治を基本とした「管理運営」と教育省、関連省および高等教育合同委員会による「管理運

<sup>12</sup> 本国家教育法シュウダイイン出版による国家教育法原本を参照。第 3 章第 4 条も同じ単語が使われているが、こちらについては文意より、「自治権を有する」という表現とした。(岡山大学原田正美准教授への 2015 年 10 月のインタビュー)

営」ではそれぞれ意味が異なってくる。この、「管理運営」についての明確な区別がないことが、国家統制を行う恐れがあるとの批判の対象となるとともに、教育の分権化が推進されることを期待していたミャンマーの学生にとって、政府が設立する国家教育委員会により中央集権的な管理統制が継続すると捉えられた可能性がある。

### 3.4 教育の質保証

国家教育委員会は教育の質保証について強力な権限を有している。第10章「教育の質保証」において、国家教育委員会は第54条では教育の質を保証するため、評価基準および方法を設定すること、また第55条ではその任務を遂行するため、適切な人材を集め、独立した国家教育水準質保証委員会を結成しなければならないとなっている。国家教育水準質保証委員会は独立した委員会とはなっているものの、国家教育委員会の任命で結成される以上、国家教育委員会を設置する政府の影響を受けることは免れ得ない。

CESR レポートでも報告されているとおり、政府から独立した第三者機関による質保証については、教育改革の中心となる教育の分権化とともに、重要な論点とされており、カリキュラムと評価、また質保証は教育省の外部から管理されるべきであるとされている。また、新しい諮問機関も必要であるが、教育省との関係、大臣への報告体制について明確に定義される必要がある<sup>13</sup>。

ASEAN 諸国における高等教育の質保証については、各国で多様な質保証制度が存在している。ミャンマーでは、これまで外部質保証を担当する評価機関が設立されておらず、大学の質保証については教育省が定める基準に基づいて内部質保証活動が実施されてきた。国際質保証ネットワークとしては、ASEAN 質保証ネットワーク(AQAN)が ASEAN 諸国共通の質保証フレームワーク構築に向けた活動を行っており、ミャンマーは本ネットワークに正会員として登録している。ASEAN 諸国の質保証を担当する評価機関については、独立した機関が設置されているのはカンボジア、インドネシア、マレーシア、タイであり、他の国は政府直轄機関となっている<sup>14</sup>。国家教育法を見る限り、ミャンマーについても、結果として質保証を通じて政府による管理が可能である形態になっている。近年では、質保証については完全に独立した第三者機関を通じて行われることがトレンドとなっているところであるが<sup>15</sup>、ASEAN 各国の対応状況も様々であり、今後の政府の対応として、質保証に対してどこまで政府が統制を行うことになるかが今後の重要な点となるだろう。

---

<sup>13</sup> Myanmar Comprehensive Education Sector Review (CESR) (2014), “Working Paper on Education Legislation”, pp28.

<sup>14</sup> 独立行政法人学位授与機構 諸外国の高等教育質保証動向：ASEAN」ページ及び ASEAN 諸国の高等教育分野における質保証・評価システム一覧表 (2014年3月)

[http://www.niad.ac.jp/n\\_kokusai/qa/1208751\\_1542.html](http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1208751_1542.html) (2015年9月8日アクセス)

<sup>15</sup> 2015年8月の大阪大学 ASEAN センター長望月太郎教授へのインタビュー。

### 3.5 学生団体の反対運動と 11 項目の要求の提出

これまで述べてきたとおり、教育の民主化や分権化が期待された中、実際に成立した法律は運用次第では政府の統制が非常に強力になることが懸念され、これまで学生運動を弾圧されてきた経緯を持つ学生と市民による反対活動が起こった。2014 年 11 月にこの制定内容に反対する学生グループの抗議運動が始まり、その後全国に拡散していくこととなった。

2015 年 1 月 24 日、全ビルマ学生自治会連合と大学学生連合を中心に構成された民主教育行動委員会 (Action Committee for Democratic education・ACED) より、国家教育法に対する「11 項目の要求」が政府に対して提出された<sup>16</sup>。その後 2015 年 2 月 11 日、ミャンマー連邦共和国政府代表、「連邦議会代表」、「National Network for Education Reform(NNER)代表」ならびに「民主的教育活動推進委員会の学生代表<sup>17</sup>」は、ヤンゴン管区域議会において協議を行った。それにより、政府、議会、NNER と民主的教育活動推進委員会の代表は、以下の事項に同意した。11 項目については、4 者間の協議後の声明に見るものである<sup>18</sup>。

- 1) 教育法の理念、法律、施行規則、関連法を起草する際には、政府、国会議員、NNER、学生の 4 者を含めて協議を開催すること。
- 2) 学生連盟、教員連盟の設立の自由と設立の合法化。
- 3) 「国家教育委員会」、「高等教育合同協議会」の用語を含む条項の削除。
- 4) 地域、学校による教育の自治権について原則同意する。
- 5) 現在実施している試験制度、大学入学制度を改革することに原則同意する。4)、5)にかかると詳細についての議論は、4 者で Working Group を組織し、引き続き協議を重ね調整することに同意する。
- 6) 学生の思想の自由、自主研究を中心とした指導への改革。
- 7) 少数民族の言語、母語を基礎とする多言語教育の条項の追加。
- 8) 障害のある子を含むすべての子供たちを対象とした教育の実施。
- 9) 学生運動の時期に学校を放校処分になった学生の復帰。
- 10) 5 年以内に教育予算を国家予算の 20 パーセントにすることを目標にすること。
- 11) 無償の義務教育制度を、小学校のみならず、中学校まで拡大。

また 11 項目の前提条件として、1) 法律を起草する場合には、学生の代表、教員代表、法律家代表、などのステークホルダーが公平に含まれていること、2) 教育法に関わる学

---

<sup>16</sup> Burma Partnership, "Updates: National Education Law - Student Protests" <http://www.burmapartnership.org/updates-national-education-law-student-protest/> (2015 年 9 月 8 日アクセス)

<sup>17</sup> 現在ある学生連盟を中心とする学生の代表。(岡山大学原田正美准教授への 2015 年 10 月のインタビューより)

<sup>18</sup> ミャンマー・アリン紙 2015 年 2 月 12 日掲載分抄訳 (岡山大学原田正美准教授による) ミャンマー・アリン紙は、ミャンマー政府情報省発行のビルマ語日刊新聞である。

生の運動を処罰しない、の 2 点が含まれていた。しかしながら、2015 年 3 月 10 日にペグー管区レパダンで学生と支援団体が行っていた抗議運動に対して警察が強制排除を行い、実際には逮捕者が出ており、そのことも政府が学生の信頼をさらに失う結果に繋がる結果となった<sup>19</sup>。

これらの 11 項目の中でも、国家教育委員会の条項が、削除すべき項目として挙げられており、前項で述べたとおり、国家の統制と介入について、大きな懸念が提示された。また、入試制度や教育制度の改革など、これまでの様々なレポートにおいても指摘のあった事項も含まれている。これまでミャンマーでの教育は教員の一方通行的な講義の形によるものが大半であり、批判的思考、主体的な思考を育むことが難しいという報告もあり、今後の教育制度の改革が期待される。一方で、無償教育の拡大や予算措置については、国家全体の計画からみて現実的に実施が可能かどうか難しい部分も存在する。また、学生連盟と教員連盟の設立の自由と合法化、学生運動の時期に放校処分になった学生の復帰にかかる項目については、国家教育法の条文には明記されていないものの、明確に禁止されている訳でもなく、これらの項目についても法律の中に明記すべきか、今後の議論が必要である。

上記の通り合意に至ったものの、「11 項目の要求」を遍く満たす法案の作成は難しく、いくつかの点で関係団体間の妥協が必要となる。結果として法案作成は難航し、ミャンマー連邦議会での法案修正は最終的に NNER や学生団体が求めるような法案とはならず、その後も議会の審議が続けられた<sup>20</sup>。

修正国家教育法については、2015 年 6 月 16 日に最終的に成立した。しかし、本法律も最終的に学生団体の要求を満たすものではなく、「11 項目の要求」については、1) 中学校までの無償教育については明記されていない。2) 教育予算の増加については、20%と記載されたものの同意のあった 5 年以内というタイムフレームについては結局言及されていない。3) 少数民族の言語については、初等教育においての媒体としてのみ利用可能となった。大学入試については、学生が各自で大学に申請が可能となり、この点については要求が反映されているが、他の点については未だに議論の余地が残るものとなっている<sup>21</sup>。また、成立した法律の内容については未公開とのことであり、詳細な内容については、現時点では不明である<sup>22</sup>。国家教育委員会にかかる条項や他の要求項目が修正法に反映されたかについては、今後の調査において、詳細を確認することが必要となる。

---

<sup>19</sup> 2015 年 8 月の岡山大学原田正美准教授へのインタビュー。

<sup>20</sup> The Irrawaddy では、国家教育法の修正案が 2015 年 3 月 26 日に上院通過、2015 年 4 月 7 日に下院通過という記事が掲載されているが、その後も審議が継続され、最終的に成立には至らなかった。

<sup>21</sup> The Irrawaddy, "Most Student Demands Unmet as MPs Pass Amended Education Law", <http://www.irrawaddy.org/burma/most-student-demands-unmet-as-mps-pass-amended-education-law.html> (2015 年 9 月 8 日アクセス)

<sup>22</sup> 2015 年 8 月の岡山大学原田正美准教授へのインタビュー

#### 4. 今後の展望について

前述の通り、修正版ミャンマー国家教育法は2015年6月16日に連邦議会で成立した。しかしながら、その内容については、4者間で原則同意に至った11項目が完全には反映されておらず、今後も懸案事項が存在する状況である。ミャンマー総選挙は2015年11月8日の予定となっており、立候補者が確定し、9月8日より選挙活動が開始された。そうなる  
と法案の審議どころではなく、また総選挙の結果次第では、法律自体が更に修正される可能性も考えられる。ミャンマーの高等教育については、まだまだ激動の時期が続くことが予想される。

一方で2014年国家教育法の成立を受け、各大学の予算については原則として省ごとの縦割りから教育省の統括になったとのことであるが、国家教育法第11章第57条にあるとおり、国防省、宗教省管轄の大学については、予算は別途管理されることとなる。また農業灌漑省の管轄する大学も省の一部として組織が位置づけられており、予算については省の個別管理である可能性もあるとのことである。大学の自治については、ヤンゴン大学、ヤンゴン工科大学などから順に徐々に導入することを想定しているとのことである<sup>23</sup>。

2015年6月のタイの英字新聞であるThe Nation紙におけるヤンゴン大学 Aung Thu 学長へのインタビューでは、同学長はヤンゴン大学に対して大学の自治と学問の自由の保証、財政と人事の権限を認めるよう主張しており、ヤンゴン大学が再びアジア最先端の教育体制を取り戻し、世界レベルの大学となるために、これまでの教育省直轄の官僚組織を脱し、大学の自治を確立し、全国から競争により優秀な教員を採用する必要性があると述べている。その一方で、当面の間は全ての大学に自治が与えられるべきでは無いと述べている<sup>24</sup>。

しかしながら、ミャンマーにおける教育改革の動きは着実に前進しており、今後のカントリー・レポート事業において、高等教育の現状についてのアップデートと今後の展望、及び国家教育法成立以後の政府の動き、また6月に制定された国家教育法について、選挙後に法律がどんな変遷を辿っていくか、重ねて現地調査を行う必要があろう。

ミャンマーの高等教育機関は、今後、漸進的に大学の自治独立が確立され、他の分野と同じく改革が進んでいくことにより、高等教育の状況が向上することが期待される。ただ、これまで中央集権的な体制を構築してきたミャンマーは現在過渡期にあり、拙速な改革が却って混乱を生じさせることの懸念もあり、大学自治の確立のためには、着実かつ適切な速度での改革が重要となるだろう。

---

<sup>23</sup> 予算にかかる部分について、2015年8月の在ミャンマー日本大使館へのインタビュー。

<sup>24</sup> The Nation, "In pursuit of excellence"

<http://www.nationmultimedia.com/aec/In-pursuit-of-excellence-30261277.html>

(2015年9月8日アクセス)



【参考文献】

Asian Development Bank (2013), “*Myanmar Comprehensive Education Sector Review (CESR) Phase 1: Rapid Assessment-Technical Annex on the Higher Education Subsector.*”

Institute of International Education (2013), “*Investing in the Future: Rebuilding Higher Education in Myanmar. Report on the IIE Myanmar Initiative.*”

JICA・パデコ・アイシーネット (2013) 「ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート要約」

上別府 隆男 (2014) 「ミャンマーの高等教育 - 「民政」 下の改革-」、ウェブマガジン『留学交流』2014年11月号 Vol.44

上別府隆男 (2015) 「新生ミャンマーにおける高等教育改革の課題と可能性：ポリシークス、自治権と国際化」、広島大学国際センター紀要 (5)

Myanmar Comprehensive Education Sector Review (CESR) (2014), “*Working Paper on Education Legislation*”

独立行政法人学位授与機構 諸外国の高等教育質保証動向：ASEAN」ページ及び ASEAN 諸国の高等教育分野における質保証・評価システム一覧表 (2014年3月)  
[http://www.niad.ac.jp/n\\_kokusai/qa/1208751\\_1542.html](http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1208751_1542.html) (2015年9月8日アクセス)

Burma Partnership (2015), “*Updates: National Education Law - Student Protests*”  
<http://www.burmapartnership.org/updates-national-education-law-student-protest/>  
(2015年9月8日アクセス)

The Irrawaddy (2015), “*Burma’s Lower House Approves Amendments to Controversial Education Law*”,  
<http://www.irrawaddy.org/burma/burmas-lower-house-approves-amendments-to-controversial-education-law.html> (2015年9月8日アクセス)

The Irrawaddy (2015), “*Upper House Approves Education Law Amendments*”,  
<http://www.irrawaddy.org/burma/upper-house-approves-education-law-amendments.html>  
(2015年9月8日アクセス)

The Irrawaddy (2015), “*Most Student Demands Unmet as MPs Pass Amended Education Law*”,  
<http://www.irrawaddy.org/burma/most-student-demands-unmet-as-mps-pass-amended-education-law.html> (2015年9月8日アクセス)

The Nation (2015), “*In pursuit of excellence*”  
<http://www.nationmultimedia.com/aec/In-pursuit-of-excellence-30261277.html>  
(2015年9月8日アクセス)

資料 1 大学リスト (2014 年 12 月現在)

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

		University, Degree College and College	Region and State
<b>Ministry of Education</b>			
1	1	University of Yangon	Yangon
2	2	Yangon Institute of Economics	Yangon
3	3	Yangon Institute of Education	Yangon
4	4	Mawlamyine University	Mon
5	5	Yangon University of Distance Education	Yangon
6	6	Dagon University	Yangon
7	7	Patheingyi University	Ayeyarwady
8	8	Yangon University of Foreign Languages	Yangon
9	9	Sittway University	Rakhine
10	10	Taungtha University	Bago (E)
11	11	Pyaw Oo University	Bago (W)
12	12	Dawei University	Taninthayi
13	13	University of East Yangon	Yangon
14	14	West Yangon University	Yangon
15	15	Hinthada University	Ayeyarwady
16	16	Maubin University	Ayeyarwady
17	17	Hpa-An University	Kayin
18	18	Myeik University	Taninthayi
19	19	Bago University	Bago (E)
20	20	National management College	Yangon
21	21	Taung Goke College	Rakhine
22	22	University of Mandalay	Mandalay
23	23	University of Taunggyi	Shan (S)
24	24	Sagaing Institute of Education	Sagaing
25	25	University of Magway	Magway
26	26	University of Monywa	Sagaing
27	27	Mandalay University of Foreign Languages	Mandalay
28	28	University of Myittha	Kachin
29	29	Monywa Institute of Economics	Sagaing
30	30	Mandalay University of Distance Education	Mandalay
31	31	Yadanabon University	Mandalay
32	32	Meiktila University	Mandalay
33	33	Pakokku University	Magway
34	34	Meiktila Institute of Economics	Mandalay
35	35	Kyaukse University	Mandalay
36	36	Panglong University	Shan(S)

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

37	37	Kalay University	Chin
38	38	Loikaw University	Kayah
39	39	Lashio University	Shan (N)
40	40	Kyaing Tong University	Shan (S)
41	41	Banmaw University	Kachin
42	42	Shwebo University	Sagaing
43	43	Sagaing University	Sagaing
44	44	Yenanchaung Degree College	Magway
45	45	Myingyan Degree College	Mandalay
46	46	Mohnyin Degree College	Kachin
47	47	Mandalay College	Mandalay
48	48	Yankin Education College	Yangon
49	49	Myaungmya Education College	Ayeyarwady
50	50	Mawlamyine Education College	Mon
51	51	Kyaukphyu Education College	Rakhine
52	52	Taungoo Education College	Bago (E)
53	53	Bogalay Education College	Ayeyarwady
54	54	Hpa-an Education College	Kayin
55	55	Pyay Education College	Bago (W)
56	56	Thingangyun Education College	Yangon
57	57	Hlegu Education College	Yangon
58	58	Dawei Education College	Taninthayi
59	59	Pathein Education College	Ayeyarwady
60	60	Taunggyi Education College	Shan (S)
61	61	Myitkyina Education College	Kachin
62	62	Sagaing Education College	Sagaing
63	63	Magway Education College	Magway
64	64	Meiktila Education College	Mandalay
65	65	Mandalay Education College	Mandalay
66	66	Monywa Education College	Sagaing
67	67	Pakokku Education College	Magway
68	68	Lashio Education College	Shan (N)
<b>Ministry of Health</b>			
69	1	University of Medicine(1) Yangon	Yangon
70	2	University of Medicine(2) Yangon	Yangon
71	3	University of Medicine, Mandalay	Mandalay
72	4	University of Medicine, Magway	Magway
73	5	University of Dental Medicine, Yangon	Yangon

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

74	6	University of Nursing, Yangon	Yangon
75	7	University of Medical Technology, Yangon	Yangon
76	8	University of Pharmacy, Yangon	Yangon
77	9	University of Community Health, Magway	Magway
78	10	University of Dental Medicine, Mandalay	Mandalay
79	11	University of Nursing, Mandalay	Mandalay
80	12	University of Medical Technology, Mandalay	Mandalay
81	13	University of Pharmacy, Mandalay	Mandalay
82	14	University of Traditional Medicine	Mandalay
83	15	University of Public Health, Yangon	Yangon
<b>Ministry of Science and Technology</b>			
84	1	Yangon Technological University	Yangon
85	2	West Yangon Technological University	Yangon
86	3	Mandalay Technological University	Mandalay
87	4	Pyay Technological University	Bago (W)
88	5	University of Computer Studies, Yangon	Yangon
89	6	University of Computer Studies, Yangon (Bahan)	Yangon
90	7	University of Computer Studies, Mandalay	Mandalay
91	8	Myanmar Aerospace Engineering University	Mandalay
92	9	Technological University (Myitkyina)	Kachin
93	10	Technological University (Monywa)	Sagaing
94	11	Technological University (Mandalay)	Mandalay
95	12	Technological University (Meiktila)	Mandalay
96	13	Technological University (Taunggyi)	Shan (S)
97	14	Technological University (Magway)	Magway
98	15	Technological University (Taungoo)	Bago (E)
99	16	Technological University (Sittwe)	Rakhine
100	17	Technological University (Thanlyin)	Yangon
101	18	Technological University (Hinthada)	Ayeyarwady
102	19	Technological University (Patheingyi)	Ayeyarwady
103	20	Technological University (Mawlamyine)	Mon
104	21	Technological University (Dawei)	Taninthayi
105	22	Technological University (Hpa-an)	Kayin
106	23	Technological University (Hmawbi)	Yangon
107	24	Technological University (Kyaukse)	Mandalay
108	25	Technological University (Banmaw)	Kachin
109	26	Technological University (Kalay)	Chin
110	27	Technological University (Lashio)	Shan (N)

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

111	28	Technological University (KyaingTong)	Shan (E)
112	29	Technological University (Loikaw)	Kayah
113	30	Technological University (Pakokku)	Magway
114	31	Technological University (Myeik)	Taninthayi
115	32	Technological University (Pinlon)	Shan (S)
116	33	Technological University (Maubin)	Ayeyarwady
117	34	Technological University (Yamaethin)	Mandalay
118	35	Technological University (Sagaing)	Sagaing
119	36	Technological University (Yatanarpon Cyber City)	Mandalay
120	37	Government Technological College (Shwebo)	Sagaing
121	38	Government Technological College (Mohnyin)	Kachin
122	39	Government Technological College (Myingyan)	Mandalay
123	40	Computer University (Myitkyina)	Kachin
124	41	Computer University (Thahton)	Mon
125	42	Computer University (Sittwe)	Rakhine
126	43	Computer University (Taunggyi)	Shan (S)
127	44	Computer University (Lashio)	Shan (N)
128	45	Computer University (Monywa)	Sagaing
129	46	Computer University (Myeik)	Taninthayi
130	47	Computer University (Taungoo)	Bago (E)
131	48	Computer University (Magway)	Magway
132	49	Computer University (Mandalay)	Mandalay
133	50	Computer University (Patheingyi)	Ayeyarwady
134	51	Computer University (Hpa-an)	Kayin
135	52	Computer University (Pakokku)	Magway
136	53	Computer University (Loikaw)	Kayah
137	54	Computer University (Kyaington)	Shan (E)
138	55	Computer University (Kalay)	Chin
139	56	Computer University (Meiktila)	Mandalay
140	57	Computer University (Hinthada)	Ayeyarwady
141	58	Computer University (Banmaw)	Kachin
142	59	Computer University (Dawei)	Taninthayi
143	60	Computer University (Pinlon)	Shan (S)
144	61	Computer University (Maubin)	Ayeyarwady
145	62	Computer University (Pyaw)	Bago (W)
<b>Ministry of Defense</b>			
146	1	National Defense College	Nay Pyi Taw
147	2	Defense Services Academy	Mandalay

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

148	3	Defense Services Medical Academy	Yangon
149	4	Defense Services Technological Academy	Mandalay
150	5	Military Institute of Nursing and Paramedical Science	Yangon
151	6	Military Computer and Technological Institute	Shan
<b>Ministry of Culture</b>			
152	1	National University of Arts and Culture (Yangon)	Yangon
153	2	National University of Arts and Culture (Mandalay)	Mandalay
<b>Ministry of Environmental Conservation and Forestry</b>			
154	1	University of Forestry	Nay Pyi Taw
<b>Ministry of Agriculture and Irrigation</b>			
155	1	Yezin Agricultural University	Nay Pyi Taw
<b>Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development</b>			
156	1	University of Veterinary Science	Nay Pyi Taw
<b>Ministry of Co-operatives</b>			
157	1	University of Co-operative (Thanlyin)	Yangon
158	2	University of Co-operative (Sagaing)	Sagaing
159	3	Co-operative Colleges (Phaunggyi)	Yangon
160	4	Co-operative Colleges (Mandalay)	Mandalay
161	5	Lacquerware Technology College	Mandalay
<b>Ministry of Religious Affairs</b>			
162	1	International Theravada Buddhist Missionary University	Yangon
163	2	State Pariyatti Sasana University (Yangon)	Yangon
164	3	State Pariyatti Sasana University (Mandalay)	Mandalay
<b>Ministry of Border Affairs</b>			
165	1	The University for Development of the National Races of the Union	Sagaing
166	2	Nationalities Youth Resource Development Degree	Yangon
167	3	Nationalities Youth Resource Development Degree	Sagaing
<b>Ministry of Transport</b>			
168	1	Myanmar Maritime University	Yangon
169	2	Myanmar Mercantile Marine College	Yangon

出典：教育振興実施委員会（EPIC: Education Promotion Implementation Committee）  
のワーキンググループ作成のリストより

資料2 各省における大学の設置数、設置地域について（2014年12月現在）

	管区、州	カチン	カヤー	カレン	チン	ザガイン	テナセリ	バゴ	ネーपीドー	マグエー	マンダレー	モン	ラカイン	ヤンゴン	シヤン	エヤワディ	合計
	省																
1	教育	4	1	2	1	7	3	5		5	11	2	3	12	6	6	68
2	保健									2	6			7			15
3	科学技術	5	2	2	2	4	4	4		4	11	2	2	6	8	6	62
4	国防								1		2			2	1		6
5	文化										1			1			2
6	林業								1								1
7	農業灌漑								1								1
8	国境								1								1
9	協同組合					1					2			2			5
10	宗教										1			2			3
11	畜水産・ 農村開発					2								1			3
12	運輸													2			2
	合計	9	3	4	3	14	7	9	4	11	34	4	5	35	15	12	169

出典：教育振興実施委員会（EPIC: Education Promotion Implementation Committee）のワーキンググループ作成のリストより